

教職員のみなさま

〈合理的配慮依頼書〉

障がいのある学生への修学上の合理的配慮提供について（依頼）

本年度、障がいを理由として修学上の合理的配慮を要する学生が在籍しております。

この度、障がい学生支援委員会では本人及び関係者を交えて、修学上の合理的配慮の提供について検討し申請書を受理いたしました。当該学生の状況、配慮を要する内容は以下のとおりです。周知のほどよろしく申し上げます。

令和3年6月に「障がい者差別解消法」が改正され、合理的配慮の提供が本学など私学においても義務化されました。以上を踏まえ、以下の配慮の提供実施をよろしく申し上げます。

1. 障がいのある学生の情報

学籍番号： _____ 氏名： _____

○学生の現状

--

○合理的配慮の内容

--

連絡・問い合わせ：障がい学生支援委員会委員長 野内 友規（内線 550）